

## 1 現場事務所

- (1) コンテナハウス 1 棟に対して、ファンヒーター 1 台、会議用テーブル 1 台、折イス 10 脚が必要であること。
- (2) トイレ 3 棟（シングル、ダブルを問わない）に対して、手洗いユニット 1 棟が必要であること。  
なお、その算定で手洗いユニットの棟数が整数とならない場合は、小数点以下第 1 位で四捨五入した値を棟数とすること。  
※トイレ 4 棟の場合は、手洗いユニットの棟数は、 $4 \div 3 = 1.333 \dots \Rightarrow 1$  とする。
- (3) コンテナハウス、水洗トイレ及び手洗いユニットその他の電力を要する資機材を稼働させるため、これらの数量や資機材の規格に応じた台数の発電機が必要であること。
- (4) (1) ~ (3) と併せて、これらの設置・稼働のため必要な付属品・消耗品等も準備すること（別紙 3 参考）。

## 2 集合施設

- (1) 別紙 2 の資機材を稼働させるため、これらの数量や資機材の規格に応じた台数の発電機が必要であること。
- (2) (1) のほか、これらの設置・稼働のため必要な付属品・消耗品等も準備すること（別紙 3 参考）。

## 3 埋却地

- (1) 埋却地ごとに、コンテナハウス 1 棟、ファンヒーター 1 台、会議用テーブル 1 台、折イス 3 脚、投光機 1 台、ローリータンク(1000L) 2 個が必要であること。
- (2) コンテナハウスその他の電力を要する資機材を稼働させるため、これらの数量や資機材の規格に応じた台数の発電機が必要であること。
- (3) (1) 及び (2) のほか、これらの設置・稼働のため必要な付属品・消耗品等も準備すること（別紙 3 参考）。

## 4 消毒ポイント

- (1) 消毒ポイントごとに、コンテナハウス 1 棟、ファンヒーター 1 台、会議用テーブル 3 台、折イス 3 脚、投光機 4 台、ローリータンク(1000L) 4 個、水洗トイレ 1 棟が必要であること。
- (2) コンテナハウスその他の電力を要する資機材を稼働させるため、これらの数量や資機材の規格に応じた台数の発電機が必要であること。
- (3) (1) 及び (2) のほか、これらの設置・稼働のため必要な付属品・消耗品等も準備すること（別紙 3 参考）。

## 5 その他

別紙 2 及び上記のほか、別紙 3 に記載のあるレンタル資機材以外のものが必要となった場合においても、仕様書に定めるとおり、県の協議に対して調達に協力すること。